

令和 6 年度土木工事標準積算基準（令和 6 年 9 月 20 日付第 202400154883 号県土整備部長通知）の一部を以下のように改定する。

改定後	改定前																				
第 I 編 総則 第 9 章 土木請負工事における現場環境改善費の積算 ① 土木請負工事における現場環境改善費の積算 1. ～ 2. (略) 3. 積算方法 (1) (中略) イ. ～ロ. (略) ハ. 積上げ計上分 (α) に計上するものは, (2) の「<u>熱中症対策・防寒対策に関する費用</u>」及び「<u>費用が巨額となるため現場環境改善費率分で行うことが適当でない</u>と判断されるものの費用」とする。 ニ. ～ホ. (略) (2) <u>熱中症対策・防寒対策に関する費用について</u> <u>主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については, 率分での計上ではなく, 対策の妥当性を確認の上, 積み上げ計上を行うものとする。なお, 積み上げ計上をする場合は, 現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し, 率分で計上される額の 50%を上限とする。</u> (3) <u>設計変更について</u> (略) [別表－1] <table><tr><th>計上費目</th><th>実施する内容 (率計上分)</th></tr><tr><td>現場環境改善 (仮設備関係)</td><td>略</td></tr><tr><td>現場環境改善 (営繕関係)</td><td>略</td></tr><tr><td>現場環境改善 (安全関係)</td><td>1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ (電光式標識等) 2. 盗難防止対策 (警報器等)</td></tr><tr><td>地域連携</td><td>略</td></tr></table>	計上費目	実施する内容 (率計上分)	現場環境改善 (仮設備関係)	略	現場環境改善 (営繕関係)	略	現場環境改善 (安全関係)	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ (電光式標識等) 2. 盗難防止対策 (警報器等)	地域連携	略	第 I 編 総則 第 9 章 土木請負工事における現場環境改善費の積算 ① 土木請負工事における現場環境改善費の積算 1. ～ 2. (略) 3. 積算方法 (1) (中略) イ. ～ロ. (略) ハ. 積上げ計上分 (α) に計上するものは, <u>費用が巨額となるため現場環境改善費率分で行うことが適当でない</u>と判断されるものとする。 ニ. ～ホ. (略) (新規) (2) <u>設計変更について</u> (略) [別表－1] <table><tr><th>計上費目</th><th>実施する内容 (率計上分)</th></tr><tr><td>現場環境改善 (仮設備関係)</td><td>略</td></tr><tr><td>現場環境改善 (営繕関係)</td><td>略</td></tr><tr><td>現場環境改善 (安全関係)</td><td>1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ (電光式標識等) 2. 盗難防止対策 (警報器等) <u>3. 避暑 (熱中症予防)・防寒対策</u></td></tr><tr><td>地域連携</td><td>略</td></tr></table>	計上費目	実施する内容 (率計上分)	現場環境改善 (仮設備関係)	略	現場環境改善 (営繕関係)	略	現場環境改善 (安全関係)	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ (電光式標識等) 2. 盗難防止対策 (警報器等) <u>3. 避暑 (熱中症予防)・防寒対策</u>	地域連携	略
計上費目	実施する内容 (率計上分)																				
現場環境改善 (仮設備関係)	略																				
現場環境改善 (営繕関係)	略																				
現場環境改善 (安全関係)	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ (電光式標識等) 2. 盗難防止対策 (警報器等)																				
地域連携	略																				
計上費目	実施する内容 (率計上分)																				
現場環境改善 (仮設備関係)	略																				
現場環境改善 (営繕関係)	略																				
現場環境改善 (安全関係)	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ (電光式標識等) 2. 盗難防止対策 (警報器等) <u>3. 避暑 (熱中症予防)・防寒対策</u>																				
地域連携	略																				

運用編 第 1 章 総則 1)直接工事費 (略) 2)間接工事費 2)-1 共通仮設費 1. ～5. (略) 6. 営繕費 (1) ～ (2) (略) (3)快適トイレの計上費用 1)快適トイレの費用は、51,000 円/基・月を上限に「積算上の差額」※ 1 を計上するものとし、男女別で 1 台ずつ計 2 台まで計上できるものとする。(102,000 円/2 基・月が上限) ※ 1 : 「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から 10,000 円(従来品)を除いた額。 2)計上費用は、「積算上の差額」と「51,000 円／基・月」を比較し、どちらか安い方の費用を共通仮設費（営繕費）に計上するものとする。(特殊集計区分の設定は行わない。) 3)ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合に限り、1 ハウスで 102,000 円／基・月上限まで計上可能とする。 4)積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、積上計上しない。 【計上方法例】 1)実際に導入した快適トイレ費用 70,000 円/基・月の場合(積算上の差額：60,000 円) 積算で計上する費用：51,000 円/基・月 2)実際に導入した快適トイレ費用 40,000 円/基・月の場合(積算上の差額：30,000 円) 積算で計上する費用：30,000 円/基・月 3)実際に導入した快適トイレ費用 男女別一体型ハウス 100,000 円/基・月の場合(積算上の差額：90,000 円) 積算で計上する費用：90,000 円/基・月 4)実際に導入した快適トイレ費用 男女別一体型ハウス 200,000 円/基・月の場合(積算上の差額：190,000 円) 積算で計上する費用：102,000 円/基・月 7. 現場環境改善費 (1)熱中症対策・防寒対策に関する施設や設備について、リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上する。 (2)購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。 以下略	運用編 第 1 章 総則 1)直接工事費 (略) 2)間接工事費 2)-1 共通仮設費 1. ～5. (略) 6. 営繕費 (1) ～ (2) (略) (新規) (新規) 以下略
---	--